

○大分県港湾施設管理条例

昭和五十一年三月三十日

大分県条例第十九号

改正

昭和五二年七月三〇日条例第三四号

昭和五五年七月二五日条例第二四号

昭和五六年三月三一日条例第二〇号

昭和五七年三月三一日条例第一四号

昭和五七年九月三〇日条例第二七号

昭和六一年三月三一日条例第一一号

昭和六二年三月二〇日条例第五号

昭和六三年一月一六日条例第四一号

平成元年三月三一日条例第一五号

平成四年三月三一日条例第三二号

平成五年三月三〇日条例第一四号

平成六年三月三一日条例第一〇号

平成七年三月一五日条例第一二号

平成八年三月三〇日条例第一六号

平成八年九月三〇日条例第三〇号

平成九年三月三一日条例第一五号

平成一二年三月三一日条例第二一号

平成一二年一月二二日条例第五三号

平成一五年三月二〇日条例第二五号

平成一五年一月一〇日条例第四〇号

平成一六年三月三一日条例第二八号

平成一六年九月二九日条例第四六号

平成一七年三月三一日条例第二七号

平成一七年七月一日条例第三八号

平成一七年九月三〇日条例第五七号

平成一九年三月一六日条例第一七号

平成二〇年三月二八日条例第一七号

平成二二年三月三〇日条例第二六号

平成二二年九月一七日条例第五七号	
平成二二年三月二九日条例第一二号	
平成二三年三月二二日条例第一八号	
平成二四年三月三〇日条例第二三号	
平成二五年一月一八日条例第五〇号	
平成二九年三月三〇日条例第一八号	
令和元年八月一日条例第二〇号	

大分県港湾施設管理条例をここに公布する。

大分県港湾施設管理条例

大分県港湾施設管理条例（昭和三十二年大分県条例第二十号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）	
第二章 使用及び占用	
第一節 通常使用（第三条―第七条）	
第二節 目的外使用（第八条―第十条）	
第三節 占用（第十一条―第十三条）	
第三章 使用料等（第十四条―第十六条）	
第四章 行為の規則（第十七条・第十八条）	
第五章 監督（第十九条・第二十条）	
第六章 雑則（第二十一条―第二十五条）	
附則	

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、県の管理する港湾施設の管理に関し必要な事項を定め、その安全かつ効率的な利用を図ることにより、県の管理する港湾の適正な運営に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において用いる用語は、別に定めるもののほか、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）において用いる用語の例による。

2 この条例において「港湾施設」とは、港湾法第十二条第五項の規定により公示された施設をいう。

第二章 使用及び占用

第一節 通常使用

(許可)

第三条 港湾施設を使用しようとする者は、一般使用（貨物の荷さばきその他の使用の目的が終了するまでの間使用の目的に必要な範囲内で使用することをいう。以下同じ。）及び専用使用（期間を限つてその期間が終了するまでの間専用的に使用することをいう。以下同じ。）の種類ごとに、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

(許可の基準)

第四条 知事は、前条の許可の申請が次の各号の一に該当すると認めるときは、許可をしてはならない。

- 一 申請者が、第十九条第一項の規定により使用の許可の取消しを受け、その取消しのあつた日から起算して二年を経過しないとき。
- 二 申請に係る行為により港湾施設が損傷し、又は汚損されるおそれがあるとき。
- 三 知事が、港湾施設の効率的な利用を確保するため特に必要があると認め、岸壁、上屋、荷さばき地その他の港湾施設を指定して、船舶若しくは貨物の種類別、航路別又は仕向地別にその用途を定めた場合にあつては、当該定められた用途に照らし適切でない認められるとき。
- 四 専用使用にあつては、その期間が一年を超えるとき、又はその期間が一年を超えないものであつても当該期間が当該使用に係る港湾施設の使用の目的その他に照らし適切でない認められるとき。
- 五 申請に係る船舶の所有者等（船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）第二条第一項第二号に規定する船舶所有者等をいう。）が、当該船舶の事故により生じた損害の賠償及び当該事故により生じた費用の負担（以下「損害の賠償等」という。）の能力を有しないおそれがある者又は損害の賠償等をしないおそれがある者として規則で定めるものであるとき。
- 六 その他港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれがあるとき。

(平一六条例二八・一部改正)

(変更の許可)

第五条 第三条の許可を受けた者が、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 第四条の規定は、前項の許可について準用する。

(一般使用の期間)

第六条 知事は、一般使用の許可に当たつて十五日以内の使用期間を定めるものとする。

2 知事は、一般使用の許可をした後、相当の理由があると認めるときは、期間を定めて前項の使用期間を延長することができる。

(第三者使用の禁止)

第七条 第三条の許可を受けた者は、当該許可に係る港湾施設を第三者に使用させてはならない。ただし、あらかじめ知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(平一六条例二八・一部改正)

第二節 目的外使用

(許可)

第八条 港湾施設をその目的以外の目的に使用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の許可の申請が、当該港湾施設の目的及び用途を妨げるおそれがないものであり、かつ、当該港湾の開発、利用及び保全に支障を与えるおそれがないものであると認める場合を除き、許可をしてはならない。

(変更の許可)

第九条 前条第一項の許可を受けた者が、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の許可について準用する。

(第三者使用の禁止)

第十条 第八条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る港湾施設を第三者に使用させてはならない。ただし、あらかじめ知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(平一六条例二八・一部改正)

第三節 占用

(許可)

第十一条 港湾施設に工作物を設置する等により、当該港湾施設の全部又は一部を占用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定による免許を受けた者が当該免許に係る水域について占用する場合又は港湾法第三十七条の規定により許可を受け、若しくは協議した者が当該許可若しくは協議に係る行為として占用する場合は、知事の許可を受けることを要しない。

2 知事は、前項の許可の申請が次の各号に適合すると認める場合を除き、許可をしてはならない。

- 一 当該港湾施設の目的及び用途を妨げるおそれがないものであること。
 - 二 当該港湾施設を原状に回復することが困難でないものであること。
 - 三 その他当該港湾の開発、利用及び保全に支障を与えるおそれがないものであること。
- (変更の許可)

第十二条 前条第一項の許可を受けた者が、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の許可について準用する。

(第三者占用の禁止)

第十三条 第十一条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る港湾施設を第三者に占有させてはならない。ただし、あらかじめ知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(平一六条例二八・一部改正)

第三章 使用料等

(使用料等の納付)

第十四条 港湾施設の使用又は占用の許可を受けた者は、別表第一又は別表第二に掲げる使用料又は占用料(以下この章及び第六章において「使用料等」という。)を納付しなければならない。

2 知事は、第四条第三号の用途が定められた港湾施設について、当該港湾施設に係る使用料の額の五割以内で規則で定める額を当該使用料の額に加算することができる。

3 使用料等の徴収方法、納期及び算定に必要な事項は、この条例に定めるもののほか、規則で定める。

(使用料等の減免)

第十五条 知事は、次の各号の一に該当する場合は、使用料等を減額し、又は免除することができる。

- 一 国又は地方公共団体が公用又は公用の用に供するため港湾施設を使用し、又は占用するとき。
- 二 災害その他港湾施設の使用又は占用の許可を受けた者の責めに帰することのできない理由により、港湾施設の全部又は一部を使用し、又は占用することができないとき。
- 三 その他知事が特に理由があると認めるとき。

(使用料等の還付)

第十六条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、知事が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金)

第十六条の二 別府港駐車場（機械により入退場が管理されるもの）の利用者は、その利用に係る料金を納めなければならない。

2 前項の料金（以下「利用料金」という。）は、別表第三に定める額の範囲内で、指定管理者（第二十三条に規定する指定管理者のうち別府港駐車場の管理に関する業務を行うものに限る。以下この条において同じ。）が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。

3 知事は、指定管理者に利用料金をその収入として收受させるものとする。

4 前二条の規定は、利用料金について準用する。この場合において、前二条中「知事」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

（平一六条例二八・追加、平一七条例三八・平一九条例一七・平二二条例一二・一

部改正）

第四章 行為の規制

(禁止行為)

第十七条 何人も、港湾施設において、次に掲げる行為をしてはならない。

一 貨物、船舶（廃船を含む。）及び車両を放置すること。

二 船舶の係留及び貨物の積卸しに支障がある場合においてみだりに漁ろうをすること。

三 竹木、土石、ごみ、汚物その他これらに類する物を投棄すること。

四 港湾施設を損傷し、又は汚損すること。

五 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十号）第二十九条第一項又は第三十七条の規定により知事が指定する制限区域に正当な理由なく立ち入ること。

六 その他港湾施設の機能を妨げるおそれがある行為で規則で定めるもの

（平一六条例四六・一部改正）

(行為の許可)

第十八条 港湾施設において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

一 くん蒸施設を有する上屋及び倉庫以外の場所においてくん蒸作業を行うこと。

二 第十一条第一項の許可に係る行為として行う場合を除き、港湾施設の現状に変更を加

えること。

- 三 船舶の航行及び停泊、荷役等に支障がある場所において潜水作業を行うこと。
- 四 その他港湾施設の管理上支障が生じるおそれがある行為で規則で定めるもの

第五章 監督

(監督処分)

第十九条 知事は、次の各号の一に該当する者に対して、この条例又はこの条例に基づく規則の規定によつて与えた許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は作業その他の行為の中止、貨物その他の物件の搬出、船舶の移動、工作物等の改築若しくは除却、作業その他の行為若しくは工作物等により生じた若しくは生ずべき障害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは港湾施設を原状に回復することを命ずることができる。

- 一 この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反した者
- 二 この条例又はこの条例に基づく規則の規定による許可に付した条件に違反した者
- 三 偽りその他不正な手段により、この条例又はこの条例に基づく規則の規定による許可を受けた者

2 知事は、次の各号の一に該当する場合には、この条例又はこの条例に基づく規則の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。

一 許可に係る作業その他の行為につき、又はこれらに係る事業を営むことにつき、他の法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかつたとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失つたとき。

二 港湾工事のため、やむを得ない必要を生じたとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、港湾施設の安全かつ効率的な利用を図るためその他公益上必要があると認めるとき。

3 前二項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくはその委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該

措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(報告の徴収等)

第二十条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定による許可を受けた者から必要な報告を徴し、又はその職員に当該許可に係る行為に係る場所若しくは当該許可を受けた者の事務所若しくは事業場に立ち入り、当該許可に係る行為の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(入出港届)

第二十一条 船舶(総トン数二十トン以上の船舶をいう。)が規則で定める港湾区域に入港したとき、又はその港湾区域から出港しようとするときは、当該船舶の船長若しくはその委任を受けた者又は当該船舶の代理人は、入港届又は出港届を知事に提出しなければならない。

(平一七条例五七・一部改正)

(許可の条件)

第二十二条 知事は、この条例又はこの条例に基づく規則の規定による許可には、港湾施設の安全かつ効率的な利用その他港湾の適正な管理のために必要な条件を付することができる。

2 前項の条件は、許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可を受けた者に対し、不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(指定管理者による管理)

第二十三条 知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の第二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、港湾施設の管理に関する業務を行わせることができる。

2 前項の場合においては、第三条から第七条までの規定及び前条中「知事」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(平一七条例三八・全改)

(指定管理者が行う業務)

第二十三条の二 知事は、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

- 一 港湾施設の維持管理及び修繕に関する業務
- 二 港湾施設の使用の許可（工作物の設置を伴うものを除く。）に関する業務
- 三 港湾施設の利用の促進に関する業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める業務

(平一七条例三八・追加)

(管理の基準)

第二十三条の三 指定管理者は、次に掲げる基準により、港湾施設の管理に関する業務を行わなければならない。

- 一 港湾法その他の関係法令及び条例を遵守し、適正な管理運営を行うこと。
- 二 港湾施設の維持管理を適切に行うこと。
- 三 業務に関連して取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

(平一七条例三八・追加)

(委任)

第二十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第二十五条 偽りその他不正の行為により使用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料に処する。

2 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 第三条、第五条第一項、第八条第一項、第九条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項又は第十八条の規定に違反した者

二 第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

3 次の各号の一に該当する者は、科料に処する。

- 一 第十七条の規定に違反した者
- 二 第十九条第一項又は第二項の規定による知事の命令に従わなかった者
(平四条例三二・平七条例一二・平一二条例二一・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十一年五月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の大分県港湾施設管理条例又はこれに基づく規則の規定によつてした許可、申請その他の処分又は手続は、改正後の大分県港湾施設管理条例又はこれに基づく規則の規定中にこれに相当する規定があるときは、改正後の同条例又はこれに基づく規則によつてしたものとみなす。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(野積場、荷さばき地及び附属地に係る使用料の特例)

4 平成二十一年十月一日から平成二十三年三月三十一日までの間の野積場、荷さばき地及び附属地の使用料の額は、第十四条第一項の規定にかかわらず、別表第一の使用料の部の野積場、荷さばき地及び附属地の項に定める金額に十分の八を乗じて得た額とする。

(平二二条例五七・追加)

(中津港の附属地に係る使用料の特例)

5 平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間の附属地の使用料のうち中津港に係るものの額は、第十四条第一項及び前項の規定にかかわらず、別表第一の使用料の部の附属地の項に定める金額に十分の七を乗じて得た額とする。

(平一五条例四〇・追加、平二二条例二六・一部改正、平二二条例五七・旧第四項

繰下・一部改正)

6 平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に新規に中津港の附属地の使用を開始する場合における使用料の額(その使用開始の月の初日から三年を経過する日までの間のものに限る。)は、第十四条第一項の規定にかかわらず、別表第一の使用料の部の附属地の項に定める金額に二分の一を乗じて得た額とする。

(平二四条例二三・追加)

附 則 (昭和五二年条例第三四号)

この条例は、昭和五十二年九月一日から施行する。

附 則 (昭和五五年条例第二四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五六年条例第二〇号)

この条例は、昭和五十六年五月一日から施行する。ただし、別表第一の使用料の部の旅客上屋の項の改正規定中別府港県営三号上屋に係る部分は同年四月二十日から、佐伯港県営葛

上屋に係る部分は同月一日から施行する。

附 則 (昭和五七年条例第一四号)

この条例は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五七年条例第二七号)

この条例は、昭和五十七年十二月一日から施行する。

附 則 (昭和六一年条例第二一号)

この条例は、昭和六十一年五月一日から施行する。ただし、別表第一の使用料の部の旅客上屋の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六二年条例第五号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和六二年規則第二〇号で昭和六二年四月六日から施行)

附 則 (昭和六三年条例第四一号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成元年規則第九号で平成元年二月二〇日から施行)

附 則 (平成元年条例第一五号)

この条例は、平成元年五月一日から施行する。

附 則 (平成四年条例第三二二号)

この条例は、平成四年五月一日から施行する。ただし、別表第一の使用料の部の旅客上屋の項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

附 則 (平成五年条例第一四号)

この条例は、平成五年四月一日から施行する。

附 則 (平成六年条例第一〇号)

この条例は、平成六年五月一日から施行する。

附 則 (平成七年条例第一二号)

この条例は、平成七年四月一日から施行する。

附 則 (平成八年条例第一六号)

この条例は、平成八年五月一日から施行する。ただし、別表第一の占用料の部の改正規定は、同年四月一日から施行する。

附 則 (平成八年条例第三〇号)

(施行期日)

1 この条例は、平成八年十一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第一の使用料の部のコンテナクレーンの項の規定の適用については、平成八年十一月一日から平成十三年三月三十一日までは、同項中「六二、〇〇〇円」とあるのは「四三、〇〇〇円」とする。

附 則 (平成九年条例第一五号)

改正 平成一二年一二月二二日条例第五三号

平成一六年三月三一日条例第二八号

平成一七年三月三一日条例第二七号

平成二〇年三月二八日条例第一七号

平成二三年三月二二日条例第一八号

平成二五年一二月一八日条例第五〇号

平成二九年三月三〇日条例第一八号

令和元年八月一日条例第二〇号

(施行期日)

- 1 この条例は、平成九年五月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第一の使用料の部のコンテナクレーンの項の規定の適用については、平成九年五月一日から令和四年三月三十一日までは、同項中「六六、〇〇〇円」とあるのは「二七、〇〇〇円」とする。

(平一二条例五三・平一六条例二八・平一七条例二七・平二〇条例一七・平二三条例一八・平二五条例五〇・平二九条例一八・令元条例二〇・一部改正)

附 則 (平成一二年条例第二一号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第一の改正規定(次号に定めるものを除く。) 平成十二年五月一日

二 別表第一の使用料の部の駐車場の項の改正規定 規則で定める日

(平成一二年規則第一一〇号で平成一二年一〇月二日から施行)

附 則 (平成一二年条例第五三号)

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年条例第二五号)

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年条例第四〇号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年条例第二八号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現になされている別府港駐車場（機械により入退場が管理されるもの）の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成一六年条例第四六号）

この条例は、平成十六年十一月一日から施行する。

附 則（平成一七年条例第二七号）

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年条例第三八号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の大分県立総合文化センターの設置及び管理に関する条例第四条、大分県営国民宿舎等の設置及び管理に関する条例第五条、大分県立別府コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例第三条の二、大分県社会福祉介護研修センターの設置及び管理に関する条例第五条、大分県母子福祉センターの設置及び管理に関する条例第三条の二、大分県身体障害者更生援護施設の設置及び管理に関する条例第二条の二、大分県農業文化公園の設置及び管理に関する条例第四条、大分県都市農村交流研修館の設置及び管理に関する条例第三条の二、大分県林業研修所の設置及び管理に関する条例第二条の二、大分県緑化センターの設置及び管理に関する条例第四条、大分県民の森における公の施設の設置及び管理に関する条例第十条、大分県マリナルチャーセンターの設置及び管理に関する条例第五条、大分県リバーパーク犬飼の設置及び管理に関する条例第十条、大分県港湾施設管理条例第二十三条、大分県都市公園条例第十四条、大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例第六十八条及び大分県営体育施設の設置及び管理に関する条例第十三条に規定する指定管理者の指定及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

附 則（平成一七年条例第五七号）

この条例は、平成十七年十一月一日から施行する。

附 則（平成一九年条例第一七号）

この条例は、平成十九年五月一日から施行する。

附 則（平成二〇年条例第一七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年条例第二六号）

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年条例第五七号）

この条例は、平成二十一年十月一日から施行する。

附 則（平成二二年条例第一二号）

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第十六条の二、別表第一の占用料の部及び別表第三の改正規定は、公布の日から施行する。

（平成二二年規則第四三号で平成二二年七月一日から施行）

附 則（平成二三年条例第一八号）

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表第一の使用料の部の駐車場の項の改正規定は、同年五月一日から施行する。

附 則（平成二四年条例第二三号）

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二五年条例第五〇号）

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年条例第一八号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年条例第二〇号）

この条例は、令和元年十月一日から施行する。ただし、第一条の規定（別表第一の使用料の部の岸壁棧橋物揚場（小型船用物揚場を除く。）の項の改正規定（「小型船用物揚場」を「小型船舶用物揚場」に改める部分に限る。）、同項の次に一項を加える改正規定、別表第二の使用料（ヨット及びモーターボートに関するもの）の部の大分港坂の市（細）地区の項の改正規定（「小型船用物揚場」を「小型船舶用物揚場」に改める部分に限る。）及び同部に一項を加える改正規定に限る。）は、令和二年四月一日から施行する。

別表第一（第十四条関係）

野積場		倉庫		旅客上屋																
二級	地	一級		木造建	鉄筋建	鉄骨建	屋	その他の旅客上	白杵港県営上屋	上屋	佐伯港県営二号	上屋	別府港県営二号	上屋	別府港県営二号	上屋	階			
		一五日以内	一五日以内														二一五日以	内	の	とき
一五日以内	るとき	一月を超え	のとき	一五日を超え	一月以内	のとき	平方メー	トル	一日一	平方メー	トル	一日一	平方メー	トル	四〇円六〇銭	五九円八〇銭	四九円	三七円一〇銭		
二級	地	一級	一級	木造建	鉄筋建	鉄骨建	屋	その他の旅客上	白杵港県営上屋	上屋	佐伯港県営二号	上屋	別府港県営二号	上屋	別府港県営二号	上屋	二一五日以	内	の	とき
一五日以内	るとき	一月を超え	のとき	一五日を超え	一月以内	のとき	平方メー	トル	一日一	平方メー	トル	一日一	平方メー	トル	四〇円六〇銭	五九円八〇銭	四九円	三七円一〇銭		
一円六八銭	三円一一銭	二円五二銭	二円三銭	五円二二銭	一円九〇銭	三四円七〇銭	三四円	五〇円八〇銭	五〇円八〇銭	五〇円八〇銭	四〇円六〇銭	五九円八〇銭	四九円	三七円一〇銭						
<p>大分港、別府港、津久見港、佐伯港及び中津港の野積場は一級地とし、白杵港の野積場は二級地とし、その他の港の野積場は三級地とする。</p> <p>舗装区域については、一日一平方メートルにつき、一円六八銭を上記使用料の額に加算する。</p>																				

場 駐車			地 附属		地 ばき 荷さ																							
場が	入退	より	械に	(機	場	駐車	地区	大分	港西	大分	地	三級	地															
													のとき	のとき	のとき	のとき												
超え二四時	一二時間を		以内のとき	え一二時間	六時間を超	内のとき	え六時間以	一時間を超	のとき	一時間以内	トル	一五日以内のと	一月を超え	え一月以内	のとき	一月を超え	え一月以内	のとき	一五日を超	のとき								
一台											トル	平方メー																
無料											トル	平方メー					二円五二銭	一円九一銭	一円三二銭	二円八六銭	二円二六銭							
二、一〇〇円											九〇円		五円二六銭		三円三四銭													
五〇〇円に、六時											一時間を超え		一時間ごとに二〇〇															
間を越える一時											間ごとに二〇〇																	
円を加算した額																												

物 工 架 作 作 空			物 埋 地 設 設 下				看 板		搭 告 基 一 年 一		
管類 外徑○・三 メートル未 本一メー トル			以上 のもの		外 徑一 メー トル	外 徑○ ・三 メー トル	外 徑○ ・三 メー トル	外 徑○ ・三 メー トル	外 徑○ ・三 メー トル	外 徑○ ・三 メー トル	
外 徑○ ・三 メー トル以 上			外 徑○ ・三 メー トル		外 徑○ ・三 メー トル	外 徑○ ・三 メー トル	外 徑○ ・三 メー トル	外 徑○ ・三 メー トル	外 徑○ ・三 メー トル	外 徑○ ・三 メー トル	
一、 〇八 〇〇 円			三 三〇 〇円		五 四〇 〇円	三 六〇 〇円	一 一〇 〇円	一、 〇〇 〇〇 円	三、 二〇 〇〇 円	一、 二、 九〇 〇〇 円	

その他のもの	その他の工作物	の 外径一メー トル以上の もの	一年一 平方メー トル	一、〇八〇円	
			一年一 平方メー トル	九〇〇円	

備考

1 一月の単位で示したものについて、使用の期間が一月未満のものは、一月として算定する。

2 一年の単位で示したものについて、占用の期間が一年未満のものは、月割計算により、一月未満のものは、一月として算定する。ただし、月の中途において継続して占有する場合は、その翌月分から徴収する。

3 料金の総額に一〇円未満の端数を生じたときは、切り上げる。

4 面積、長さ又は重量の単位未満の数値又は単位未満の端数は、単位の数値に切り上げる。

別表第二(第十四条関係)

(平二二条例二二・全改、平二五条例五〇・令元条例二〇・一部改正)

区分	種類		単位	金額		備考
使用料 (ヨット及び モーター ボート に関する もの)	大分港	小型船舶	一隻	八七〇円		
	坂の市用物揚場	メートル	一隻	四、三〇〇円		
モーター ボート に関する もの	地区	未満の船	一月一 隻	内 のとき	七、八〇〇円	
				一月を超え一月以 内 のとき	八、六五〇円	
の	船長一〇 メートル	船	一隻	一日以内のとき	一、三〇〇円	
				一日を超え一〇日以 内 のとき	六、五〇〇円	

大分港 大在地 区																
係船専用 浮棧橋																
船揚場																
船長一〇メートル		船			メートル		以上の船		船		係船専用 浮棧橋		以上の船			
一日を超え一〇日以	一日以内のとき	一月を超えるとき	内 の と き	一〇日を超え一月以	内 の と き	一日以内のとき	一日を超え一〇日以	内 の と き	一月を超えるとき	内 の と き	一〇日を超え一月以	内 の と き	一月を超えるとき	内 の と き		
一隻	一隻	一隻	一隻	一隻	一隻	一隻	一隻	一隻	一隻	一隻	一隻	一隻	一隻	一隻		
六、五〇〇円	一、三〇〇円	八、六五〇円	七、七五〇円	四、三〇〇円	八七〇円	六、三〇〇円	一七、九〇〇円	一六、一〇〇円	八、九五〇円	一、八〇〇円	一二、〇〇〇円	一〇、八〇〇円	六、〇〇〇円	一、二〇〇円	一三、〇〇〇円	一一、七〇〇円

										大分港			日吉原			地区																							
										係船専用			浮棧橋																										
										船長一〇			メートル			未満の船			以上の船																				
										一日以内のとき			一月を超え一〇日以			内のと			一月を超えるとき			内のと																	
										一月を超えるとき			内のと			一月を超えるとき			内のと			一月を超えるとき			内のと														
										一隻			一隻			一隻			一隻			一隻																	
										二、二〇〇円			二、五〇〇円			二、八〇〇円			三、一五〇円			三、四五〇円			三、七五〇円														
										官公署			及び学校			教育法			(昭和二			十二年法			六号)第			一条に規			定する学			校の所有			するヨツ		

用場の場合												
浮棧橋	船長五メートル未満の船舶	船長一三メートル以上の船舶	船長一〇メートル以上一一メートル未満の船舶	船長一一メートル以上一二メートル未満の船舶	船長一二メートル以上一三メートル未満の船舶	船長一三メートル以上の船舶	船長一四メートル以上一五メートル未満の船舶	船長一五メートル以上一六メートル未満の船舶	船長一六メートル以上一七メートル未満の船舶	船長一七メートル以上一八メートル未満の船舶	船長一八メートル以上一九メートル未満の船舶	船長一九メートル以上二〇メートル未満の船舶
(専用使用の場合)	船長五メートル以上六メートル未満の船舶	船長六メートル以上七メートル未満の船舶	船長七メートル以上八メートル未満の船舶	船長八メートル以上九メートル未満の船舶	船長九メートル以上一〇メートル未満の船舶	船長一〇メートル以上一一メートル未満の船舶	船長一一メートル以上一二メートル未満の船舶	船長一二メートル以上一三メートル未満の船舶	船長一三メートル以上一四メートル未満の船舶	船長一四メートル以上一五メートル未満の船舶	船長一五メートル以上一六メートル未満の船舶	船長一六メートル以上一七メートル未満の船舶
一日一	一月一	一月一	一月一	一月一	一月一	一月一	一月一	一月一	一月一	一月一	一月一	一月一
二、六〇〇円	二、三五〇円	二、一〇〇円	四二、一〇〇円	三八、九〇〇円	三五、八〇〇円	三二、六〇〇円	二九、五〇〇円	二七、〇〇〇円	二四、五〇〇円	二一、九〇〇円	一九、四〇〇円	一六、九〇〇円
四、二〇〇円以下及びボ ートに ついては、 免除す る。												

場合) 用使用の ード(専 ートヤ															
船長七メートル以上八メートル未満の船舶	船長八メートル以上九メートル未満の船舶	船長九メートル以上一〇メートル未満の船舶	船長一〇メートル以上一一メートル未満の船舶	船長一一メートル以上一二メートル未満の船舶	船長一二メートル以上一三メートル未満の船舶	船長一三メートル以上の船舶									
							一月一 隻								
二、九〇〇円	三、一五〇円	三、四〇〇円	三、七五〇円	四、一五〇円	四、五〇〇円	四、八五〇円	一三、一〇〇円	一五、一〇〇円	一七、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	二〇、九〇〇円	二二、八〇〇円	二五、二〇〇円	二七、六〇〇円	三〇、一〇〇円

料の額 記使用 に、上 でこと トルま 一メー 超える トルを 五メー 長さが 加えた 横幅を 橋等の に浮棧 の横幅 型船舶 は、小 料の額 の使用 るとき 使用す 併せて 橋等を る浮棧 所有す がその 使用者 泊地の 船舶用 船舶用 小型 いう。

以下 三五〇円